

局所排気装置 保守点検のご案内

労働安全衛生法により局所排気装置の 定期自主検査が義務化されています。

労働安全衛生法 第五章 第一節 (定期自主検査) 第四十五条第1項

「事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかねばならない。」

と規定しておりその機械等として労働安全衛生法施行令(以下施行令)第十五条第1項第九号で局所排気装置が定められています。

これには罰則規定もあり労働安全衛生法(以下労安法)第十二章 第二百十条で「50万円以下の罰金に処する」と規定されています。

第九号では局所排気装置以外に、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置がありますが、これらの装置も定期自主検査が義務化されています。

◎定期自主検査対象機械

- ・局所排気装置（ドラフトチャンバー・天蓋フード・フード・排気ファン）
- ・プッシュプル型換気装置
- ・除じん装置
- ・排ガス処理装置
- ・排液処理装置

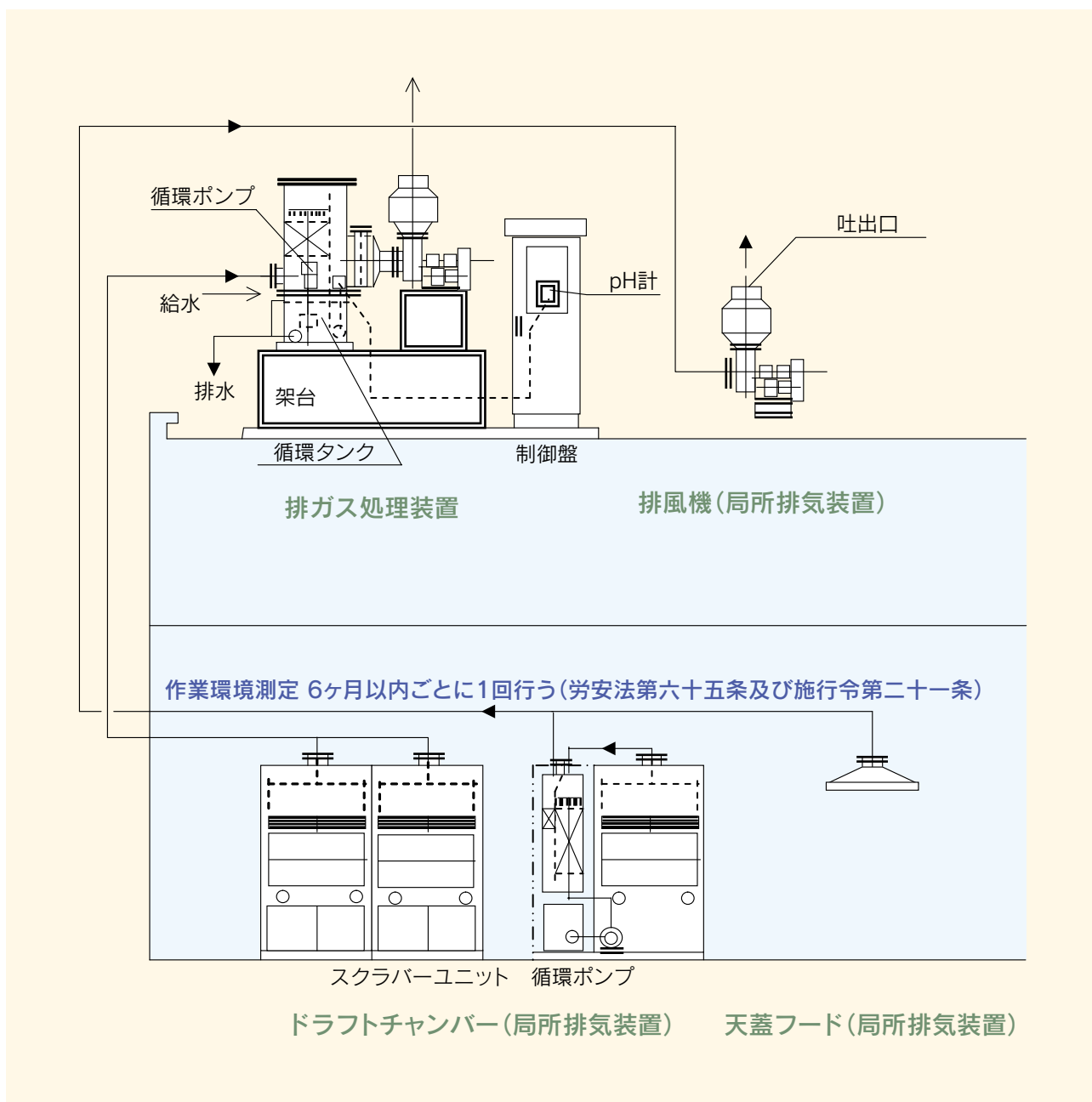


局所排気装置・排ガス処理装置点検

●設備概要

定期自主検査対象機械として、局所排気装置と排ガス処理装置を一連の設備で運用しているケースもあります。

各装置の性能を維持するために、定期自主検査を実施することが必要になります。当社では定期自主検査の代行業務として請負います。



●排ガス処理装置

大気汚染防止法・悪臭防止法に基づく規定があるため、性能を維持するためにも、点検が必要です。

労働安全衛生法

工場、作業所などの内部並びに敷地内での作業者安全と健康を確保し、快適な作業環境を形成促進する目的。

- 有機溶剤中毒予防規則（以下有機則といいます。）
- 特定化学物質障害予防規則（以下特化則といいます。）

有機則定期自主検査（第二十条）／1年以内ごとに1回の定期検査
特化則定期自主検査（第三十条）／1年以内ごとに1回の定期検査

1. 局所排気装置、プッシュプル型換気装置

- イ. フード、ダクト及びファンの摩耗、腐食、くぼみ、その他損傷の有無及びその程度
- ロ. ダクト及び排風機におけるじんあいのたい積状態
- ハ. 排風機の注油状態
- ニ. ダクトの接続部における緩みの有無
- ホ. 電動機とファンを連結するベルトの作動状態
- ヘ. 吸気及び排気的能力
- ト. イからへまでに掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項

局所排気装置の性能／型式に応じた制御風速が必要

	型式	物質	制御風速(m/s)	
有機則	囲い式フード	有機溶剤	0.4	
	外付け式フード		側方吸引型	0.5
			下方吸引型	0.5
			上方吸引型	1
特化則	囲い式フード	ガス状物質	0.5	
	外付け式フード	粒子状物質	1	

2. 除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置

- イ. 構造部分の摩耗、腐食、破損の有無及びその程度
- ロ. 除じん装置又は排ガス処理装置にあつては、当該装置内におけるじんあいのたい積状態
- ハ. ろ過式除じん方式の除じん装置にあつては、ろ材の破損又はろ材取付部等の緩みの有無
- ニ. 処理薬剤、洗浄水の噴出量、内部充てん物等の適否
- ホ. 処理能力
- ヘ. イからホまでに掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項

3. 検査の記録：有機則（第二十一条）・特化則（第三十二条）／3年間保存

- ① 検査年月日
- ② 検査方法
- ③ 検査箇所
- ④ 検査の結果
- ⑤ 検査を実施した者の氏名
- ⑥ 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容